

Widowed Filipino & Japanese / Foreign National 「サーティフィケート オブ ノー オブジェクション (CNO)」

(死別のフィリピン国籍者と日本国籍者/外国籍者)

「サーティフィケート オブ ノー オブジェクション (CNO)」は、日本に現在在住しているフィリピン国籍者のみに対して発行されています。申請には、フィリピン人申請者と日本人/外国人婚約者の両人が大使館へ申請に来なければなりません。

* フィリピン人申請者が女性で配偶者と死別した場合、フィリピンの法律により、配偶者死亡日から数えて10ヶ月と1日経なければ再婚できません。

* 申請者の所持するパスポートが有効期限切れ / 破損 / 偽名 / 事実と異なる (名前の一部、出生日、出生場所) 場合は、CNOの申請前に必ず新しいパスポートを申請すること。

フィリピン国籍者の必要書類

- A. 女性申請者：結婚前の名前 (旧姓) に訂正済みの有効なパスポート (原本提示+各コピー1部)
男性申請者：パスポート (原本提示+各コピー1部)
* 顔写真、最後のページ、(女性申請者の場合、旧姓への名義変更のページも含む) をコピーすること
- B. NSO発行のフィリピン国籍者の認証済み出生証明書 (原本1部・コピー1部)
(認証場所：フィリピン外務省/認証課)
- C. 元配偶者の死亡診断書
配偶者がフィリピン国籍者の場合：NSO発行の認証済み死亡証明書 (原本1部・コピー1部)
(認証場所：フィリピン外務省/認証課)
配偶者が日本人である場合：死亡日の載った戸籍謄本 (原本1部・コピー1部)
配偶者が外国籍である場合：配偶者の国 (大使館/領事館) 発行の死亡診断書 (英語のもの) (原本1部・コピー1部)
- D. 前回の結婚に関する書類
フィリピンで結婚した場合：NSO発行の認証済み結婚契約書 (原本1部・コピー1部)
(認証場所：フィリピン外務省/認証課)
日本または他国で結婚した場合：フィリピン大使館/領事館発行の結婚証明書 (原本1部・コピー1部)
- E. 証明写真 (パスポートサイズ)

日本国籍者の必要書類

- A. 戸籍謄本 (3ヶ月以内) (原本1通+コピー1部)
* 再婚の方：以前の配偶者との婚姻日・離婚日が記載されている戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本等
* 死別の方：以前の配偶者の死亡日が記載された戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本等
* 戸籍抄本は受け付けません。(「個人事項証明」・「戸籍中の一部のもの」とあるのは戸籍抄本です)
注意：必ず受け取った戸籍謄本を確認して大使館へ提出して下さい。不備がある書類は受け付けません。
- B. 公的身分証明書 (有効期限内で写真付のもの) (原本提示+コピー1部)
次のうちのいずれかを提出して下さい □パスポート □運転免許証 □住民基本台帳カード
写真付の身分証明書が無い場合：国民健康保険証と住民票
- C. 証明写真 (パスポートサイズ) (2枚)

外国籍者の必要書類

- A. 自国大使館発行のCNO (原本1部・コピー1部)
必ず英語に翻訳されたCNOを提出して下さい。在日米軍に所属する者：結婚許可書
- B. パスポートまたは運転免許証 (原本提示+コピー1部)
- C. 証明写真 (パスポートサイズ) (2枚)